

和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県内の生産現場における生産者等の自主的な衛生管理を推進し、その衛生管理システムを認証することで、より安全な生産物の供給と消費者の生鮮食品に対する安心、信頼につなげていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食品とは、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第2号に規定する生鮮食品のうち、別表第2第2項及び第3項に規定する畜産物及び水産物（養殖水産物に限る。）をいう。
- (2) 生産衛生管理システムとは、生鮮食品の生産段階における衛生管理システムをいう。
- (3) 認証とは、知事が生産者等からの申請に基づいて審査し、当該申請に係る生産衛生管理システムが、第5条に定める認証の基準を満たすシステムであることを認める行為をいう。
- (4) 生産者等とは、県内で畜産物又は水産物（養殖水産物に限る。）を生産する個人、法人又は組織をいう。
- (5) 生産物とは、県内で生産される畜産物及び水産物（養殖水産物に限る。）をいう。

(認証の対象及び区分)

第3条 この要綱による認証の対象は、生産現場において生産者等が行う一定水準以上と認められる生産衛生管理システム（以下「システム」という。）とし、区分は、別表第1のとおりとする。

(対象施設)

第4条 この要綱による対象施設は、別表第2のとおりとする。

(認証の基準)

第5条 知事が定める認証の基準（以下「認証基準」という。）は、別表第3のとおりとする。

(認証の申請)

第6条 認証を受けようとする生産者等は、当該各施設ごとに、別記第1号様式の和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証申請書（新規）に、別表第4に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、その副本とともに知事に提出しなければならない。

(認証の申請者及び欠格要件)

第7条 認証の申請を行うことのできる者は、別表第1のシステムを運用する県内生産者等とする。

2 前項の規定に関わらず、この要綱の規定により認証を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない生産者等は、前条に規定する認証の申請ができないものとする。

(認証の更新の申請)

第8条 認証を受けた生産者等（以下「認証生産者等」という。）が、認証の有効期間満了に際し引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の3か月前までに、別記第2号様式の和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証申請書（更新）に関係書類を添えて、その副本とともに知事に提出しなければならない。

(認証の変更の申請)

第9条 認証生産者等は、重要管理点（CCP）に関する事項について、その内容を変更しようとするときは、当該各施設ごとに、別記第3号様式の和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム変更認証申請書に変更内容を確認できる書類を添えて、その副本とともに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく変更に係る認証の方法等については、第14条の規定を準用する。

(認証の変更事項の届出)

第10条 認証生産者等は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、別記第4号様式の和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証変更事項届出書に変更内容を確認できる書類を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 認証生産者等の住所（法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 認証生産者等の氏名（法人、組織にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 施設の名称
- (4) 関係書類の内容（前条に規定する事項を除く）

2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあつては、前項に規定する書類のほか認証書を併せて提出するものとする。

(認証書の交付等)

第11条 知事は、第6条又は第8条の申請を受け、認証基準に適合すると認めるときは、申請者に対し、別記第5号様式の認証書を交付するものとする。

2 知事は、第9条の申請を受け、認証基準に適合すると認めるときは、申請者に対し、別記第6号様式の変更認証書を交付するものとする。

3 知事は、第6条又は第8条の申請を受け、認証基準に適合すると認められないときは、別記第7号様式による基準不適合通知書により申請者に通知するものとする。

4 知事は、第9条の申請を受け、認証基準に適合すると認められないときは、別記第7号様式による基準不適合通知書により申請者に通知するものとする。

5 知事は、前条の規定による届出（同条第4号に該当する変更の届出を除く。）を受理したときは、申請者に対し、別記第5号様式の認証書を交付するものとする。

6 認証生産者等が、交付された認証書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、別記第8号様式による申請書及び破損並びに汚損した場合には当該認証書を添えて、速やかに知事に再交付の申請をしなければならない。

7 前項の規定により再交付の申請のあった認証生産者等に対し、知事は認証書を再交付するものとする。

8 前項の規定により再交付を受けた認証生産者等は、亡失した認証書を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

(認証の有効期間)

第12条 第6条の規定に係る認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

2 第8条の規定に係る認証の有効期間は、現に受けている認証の有効期間の満了の日の翌日から3年間とする。

3 第10条の規定に係る認証の有効期間は、届出前の認証に係る有効期間とする。

4 第8条の申請があった場合において、第2項に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認証は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、認証の更新がなされたときは、その認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認証書等の掲示)

第13条 認証生産者等は、交付された認証書をその施設内に掲示することができる。

2 認証生産者等は、県が定める認証マークを、当該認証に係る施設に掲示し、当該施設で生産された生産物等に表示することができる。

3 認証マークの規格、使用方法等については別に定める。

(認証の方法等)

第14条 知事は、認証にかかる審査を行わせるため、生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査会の事務を行わせるため、食品・生活衛生課内に事務局を設置する。

3 審査会は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 形式審査 申請書及び関係書類について不備がないか、事務局が形式審査を行う。

(2) 実地審査 衛生管理の実施状況等について、審査員が認証基準に基づき実地審査を行う。また、申請者が申請後1か月以内に行う鶏舎内環境検査結果についても実地審査の内容に含むものとする。

(3) 総合審査 実地審査結果を踏まえ、申請書類の内容について、審査員が認証基準に基づき総合審査を行う。

4 審査会は、前項の審査結果に基づき、協議の上、認証の適否について知事に報告する。

5 知事は、前項の報告に基づき、認証の適否の決定を行う。

(審査員)

第15条 審査会の審査員選任等については、知事の附属機関の組織及び運営の基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）で定める。

2 前項で選任される審査員の他、次の各号に掲げる者を審査員とする。

- (1) 畜産行政に従事する者
- (2) 水産行政に従事する者
- (3) 食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員の資格を有する者
(認証の取消し)

第16条 知事は、認証生産者等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって認証を受けたとき。
- (2) 認証基準の不適合が判明し、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないと
き。
- (3) 定期監査又は特別監査において不適正な事実を確認した場合
- (4) その他知事が認証を取り消すことが適当と認めた場合

2 知事は、認証の取り消しを行う場合、原則として審査会を開催し、その意見を踏まえて、取消しの決定を行うものとする。

3 前項の規定により認証の取消しを決定したときは、当該生産者等に対し、別記第9号様式の認証取消通知書を交付するものとする。

4 認証生産者等は、前項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに知事に認証書を返納しなければならない。

(認証の辞退等)

第17条 認証生産者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第10号様式の認証辞退・廃止届出書に認証書を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 自ら認証を辞退しようとするとき。
- (2) 認証を受けた施設を廃止したとき。
- (3) 認証を受けた施設に係る事業を廃止したとき。

2 認証の申請を行った生産者等が認証を受ける前に認証の申請を取り下げる場合は、別記第11号様式の認証申請取下げ申出書により、速やかに知事に申し出なければならない。

(定期監査)

第18条 知事は、認証を受けた施設について、認証されたシステムが確実に実施されていることを確認するため、年1回以上（新規の認証日及び認証の更新日を含む年度は除く。）認証生産者等から必要な報告を求め、関係書類等について立入調査を実施する。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、認証生産者等が行う衛生管理が認証基準に適合しないと認めたときは、認証生産者等に対して、その改善を指示する。

(特別監査)

第19条 知事は、必要に応じて特別監査を行い、認証生産者等に対し、システムの運用に関し必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(立ち入り等)

第20条 審査員は、認証に係る審査を行うため、認証を申請した生産者等から必要な報告を求め、関係書類を閲覧するとともに、認証に係る施設及びその施設を管理する事務所等に立ち入り、臨検し、検査のための検体を採取することができる。

2 審査員は、審査に関して、認証を申請した生産者等に対し、申請書及び関係書類（参考資料を除く。）の内容及び施設の衛生管理に関して技術上の助言を行うことができる。

3 知事は、第18条第1項に規定された定期監査を行うため、食品衛生監視員、畜産行政担当者又は水産行政担当者に認証に係る施設に立ち入り、当該認証に関する衛生管理の履行状況について調査させ、必要があると認めるときは、臨検し、検査のための検体を採取させることができる。

4 知事は、前条に規定された特別監査を行うため、食品衛生監視員、畜産行政担当者又は水産行政担当者に認証に係る施設に立ち入り、当該認証に関する衛生管理の履行状況について調査させ、必要があると認めるときは、臨検し、検査のための検体を採取させることができる。

5 知事は、その他必要に応じて、食品衛生監視員、畜産行政担当者又は水産行政担当者に認証に係る施設に立ち入り、当該認証に関する衛生管理の履行状況について調査させることができる。

(認証生産者等の遵守事項)

第21条 認証生産者等は、システムの適正な運用に努めなければならない。

2 認証の申請をした生産者等及び認証生産者等は、前条に規定する立ち入り調査等に誠実に対応しなければならない。

3 認証生産者等は、別表第3に定める重要管理点に係る管理基準を逸脱した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

4 認証生産者等は、システムに係る検査を実施した場合は、速やかに知事に結果を報告しなければならない。

(機密保持)

第22条 審査員は、認証の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(認証を受けた生産者等の公表)

第23条 知事は、認証生産者等の施設の名称等を公表するものとする。

(関係機関との協議・調整)

第24条 この要綱に基づく認証事務の実施にあたっては、関係機関と十分協議し、調整を図るものとする。

(標準的事務処理期間)

第25条 この要綱に基づく申請があった場合、知事は次に掲げる期間内に当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

- (1) 認証の申請 (第6条) 120日
- (2) 更新の申請 (第8条) 90日
- (3) 変更の申請 (第9条) 60日

2 上記の期間には次に掲げる期間は含まないものとする。

- (1) 当該申請を補正するために要する期間
- (2) 申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- (3) 申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(その他)

第26条 その他認証の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第11条第1項の規定によりされている認証は、改正後の要綱第11条第1項の規定によりされた認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第11条第1項の規定によりされている認証は、改正後の要綱第11条第1項の規定によりされた認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第11条第1項の規定によりされている認証は、改正後の要綱第11条第1項の規定によりされた認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第11条第1項の規定によりされている認証は、改正後の要綱第11条第1項の規定によりされた認証とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙については、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。